

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます！

知財総合支援窓口

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

☎011-747-8256

[Eメール] chizai@jiii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00

[休日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日



バウムクーヘンでありながら、サクサクとした食感と香ばしい風味が楽しめる「バウムラスク」と、人気No.1商品「赤いサイロ」。宇治抹茶を加え上品に仕上げた「バウムラスク 抹茶」も店頭に並ぶ。



創業80年を記念し、立ち上がった新ブランド「きたみあずき屋」。北見の小豆の魅力を和菓子で伝えている。こちらもちろん商標登録済み。



北見市内3店舗を構える。商品はホームページ、電話、FAXでも注文可能。



「バウムラスク」と「赤いサイロ」、同社の看板2商品を生み出した、代表取締役社長の渡辺主人さん。

取材協力

株式会社 清月 北見市北1条西1丁目

TEL.0157-23-3590 FAX.0157-23-3558

<http://www.seigetsu.co.jp/>

チザイ 知財で知る 北海道のチカラ

-vol.7-

株式会社 清月
商品・製法…自分たちの財産を守るため、特許を取得

さまざまな人気菓子を生み出している北見市で、特に有名なものが、北海道

チーズケーキ「赤いサイロ」。昨年創業80周年を迎えた株式会社清月のヒット商品だ。

同社ではこれまで、赤いサイロをはじめ、数々の商品の商標登録を行ってきた。その

中で、同社初にして現在のところ唯一製法特許を取得したのが、平成20(2008)年に誕生した「バウムラスク」である。

製造の一番の特徴は「二度焼き」だ。一層一層丁寧に焼き上げたバウムクーヘンを、トンネル状の窯を備えたオーブンでさらに焼き、サクサクとした食感の焼き菓子へと進化させる。40年もの長きに渡り作られて

きた同社のバウムクーヘンが、全く新しい商品へと変貌を遂げたのだ。

試作段階で百貨店のバイヤーに食べてもらったところ、想像以上の絶賛。そのときに「良い商品だからこそ、すぐ真似されてしまうだろう」と言われたことで、初めて特許の申請を考えたと同社代表取締役社長

の渡辺主人さんは振り返る。そうしてすぐ北見工業大学の教授に相談。札幌の弁理士を紹介してもらい、バウムクーヘンを形成する熟成工程と二度焼きによる乾燥工程

を特徴にした製法の特許申請へと踏み切ったという。最初の試作が4月、特許相談が6月、商品化が9月、そして特許申請が翌

年3月という異例のスピードでバウムラスクが完成した。平成23(2011)年は公益社団法人発明協会が主催する「北海道地方発明表彰」において北海道知事賞を受賞。同社を代表するお菓子へと一気に人気を高めていった。

「特許申請は自信を持ってその商品をお客様に勧められるひとつの武器」と渡辺さんは話す。「特許申請という形で自分たちを守る手段があることを、バウムラスクの開発をきっかけに知ることができました。商品も製法もアイデアも私たちにとってかけがえない財産。「10年1商品」を目標に、これ

れからも財産を増やしていきたいですね」。